



2013年2月3日 第2014-15号  
 【発行】 J A M  
 【発行責任者】 宮本 礼一  
 【編集】 政策・政治グループ  
 TEL 03-3451-2425  
 E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

# 2014年度年金額 0.7%引き下げ

1月31日、厚生労働省は2014年度の年金額を発表しました。今年4月からの年金支給額は過去の特例水準で本来より高くなっている支給水準を見直すために、国民年金、厚生年金共に引き下げ、国民年金は**満額で月額64,400円**（-475円）になります。また、2014年度の国民年金の**保険料は月額15,250円**（+210円）になります。

年金の支給額は、賃金や物価の変動に応じて毎年決められています。年金を受給し始める際の年金額（新規裁定年金）は**名目手取り賃金変動率**（下記参照）によって改定し、受給中の年金額（既最低年金）は購買力を維持する観点から物価変動率によって改定することとされています。ただし、給付と負担の長期的な均衡を保つ等の観点から、賃金水準の変動よりも物価水準の変動が大きい場合には、既裁定年金も名目手取り賃金変動率で改定されます。

総務省が1月31日に発表した「平成25年度の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）」の対前年比変動同率は0.4%となりました。

また、2014年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率は、0.3%になったため、名目手取り賃金率よりも物価変動率の方が高くなるため名目手取り賃金変動率（0.3%）で改定されます。

ところが、2013年9月までの年金額は2000年から2002年にかけて、物価が下落したにもかかわらず特例法でマイナス改定を行わず、年金額を据え置いたため、本来の水準より2.5%高い水準（特例水準）で支給していました。そのために、2014年の法律改正により特例水準の計画的な解消をはかる仕組みが導入されました。本来の水準との差である2.5%の解消スケジュールは、2013年10月から、-1.0%、2014年4月から-1.0%、2015年4月から-0.5%となっています。

2014年度の年金額は、名目手取り賃金が0.3%上がったものの、特例措置で本来高くなっている支給水準を1%引き下げるため、0.7%の引き下げとなりました。

【2014年度の年金額の例】

	2013年10月～2014年3月（月額）	2014年度（月額）
国民年金（老齢基礎年金満額） 65歳から支給	64,875円	64,400円（-475円）
厚生年金（報酬比例部分）	98,841円	98,125円（-716円）

端数処理等により2013年10月～2014年3月の年金額の0.7%に相当する額と完全に一致するものではありません。  
 厚生年金は、平均的収入（平均標準報酬36万円）で40年間就業した場合の金額です。

【名目手取り賃金変動率】 国民年金法と厚生年金保険法に規定。下記のとおり算出する。  
 前年の物価変動率（2013年の値）×実質賃金変動率（2010～2012年度の平均）×可処分所得割合変化率（2013年度の変化率）